

- 首都への集中度 ソウル特別市:人口18.3%、地方税込23.4%
東京都:人口11.1%、地方税込17.6%

参考(合計特殊出生率)
ソウル:0.58(韓国:0.75)
東京都:0.96(日本:1.15)

① ソウル首都圏が地域相 生発展基金へ資金を拠出

- 首都圏の規制緩和に伴う開発利益を首都以外に充てることで地域相生発展を図る目的で新設
- ソウル・仁川・京畿が出捐(ソウルが45%(約3兆ウォン)を出捐)

② 財政需要を加味した 地方消費税の配分

- 地方消費税の配分は、日本と同様に消費額を基礎とするものの、首都圏以外は2倍又は3倍し、地域別の財政需要を反映するよう設計
- その結果、配分割合は首都圏は5割→3割、地方部(道)は3割→5割に。

③ 総合不動産税(国税) 及び不動産交付税の創設

- 財産税(※日本の固定資産税に相当)に加えて、不動産投機の抑制等を図るため、一定の基準を超過する不動産に対して、総合不動産税(国税)を導入(一種の富裕税との説明)
- 総合不動産税全額を不動産交付税として地方団体に交付

※ なお、韓国においては、中央行政機関の長及び地方自治体の長が、社会保障制度を新設又は変更する場合、保健福祉部長官と協議しなければならないこととされている(社会保障基本法第26条第2項)。

参 考 資 料

(我が国における税制上の主な偏在是正措置)

入場譲与税の概要

1 趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化
2 時期	昭和29年度～昭和36年度
3 譲与総額	入場税収入額の全額(昭和29・30年度は9/10)
4 譲与団体	都道府県
5 譲与基準	人口 (注) 地方交付税の財源超過団体は、入場譲与税の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2(昭和32年度は100分の26、昭和33～36年度は100分の24))を制限する制度あり。
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	195億円(昭和36年度実績)

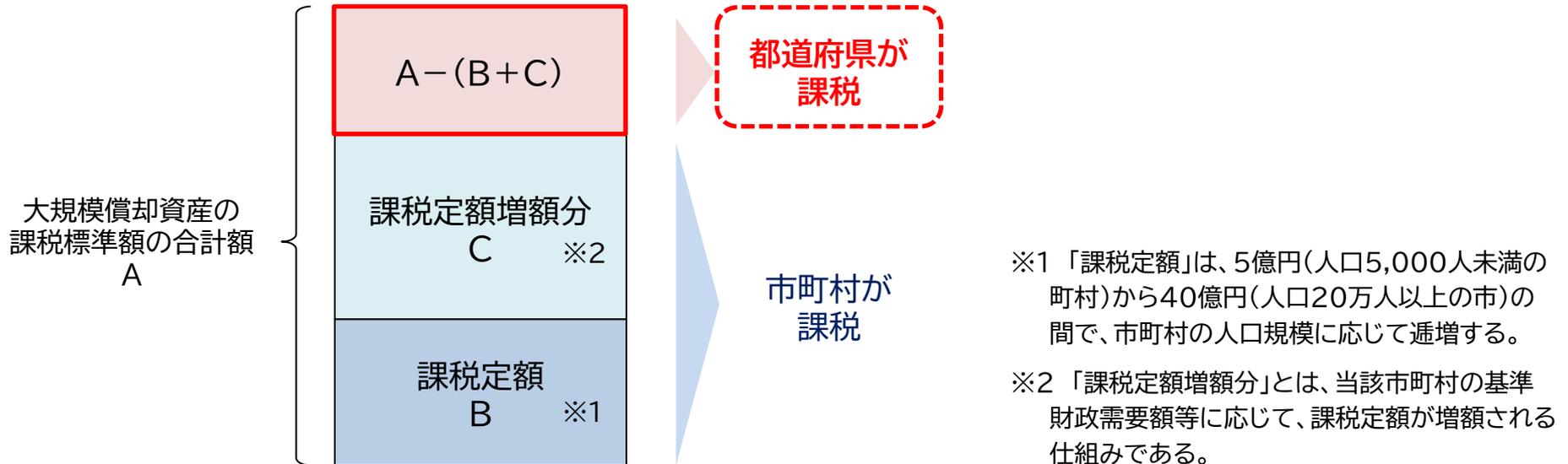
(参考) 入場税の概要

1 課税範囲	映画館、競馬場等への入場
2 納税義務者	興行場等の経営者又は主催者
3 課税標準	入場料金
4 税率	入場場所及び入場料金により異なる (例:第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)
5 税収	190億円(昭和36年度決算額)

固定資産税における大規模償却資産制度の概要

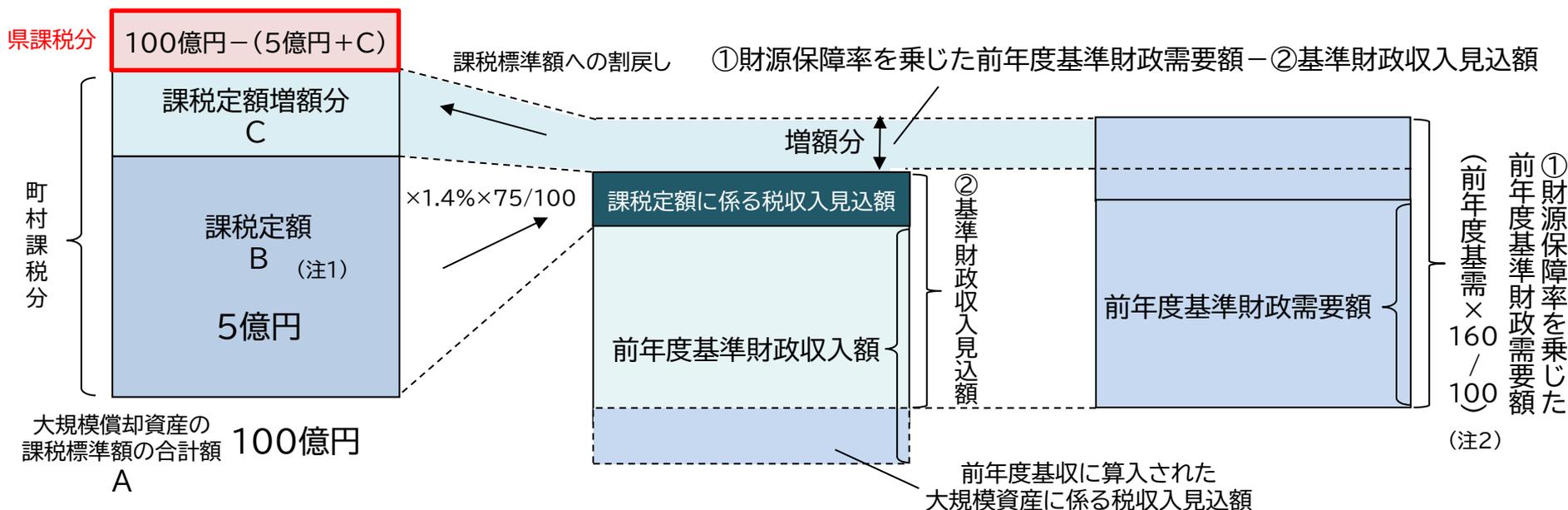
- 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が一定の課税定額を超えるものをいう。
- 一部の市町村における過度な税源の偏在をできるだけ是正するため、特に大規模の償却資産について、その価額のうち市町村において課税し得る限度額を定め、当該限度額を超える部分は都道府県において課税するとされている。
- 課税定額増額分を超え県課税分があるのは5団体(青森県六ヶ所村、福島県大熊町、福井県高浜町、愛知県飛島村、佐賀県玄海町)(令和6年度課税分)
※ 指定都市及び東京都特別区については適用されない。

【 大規模償却資産の課税イメージ 】



(参考)大規模償却資産における都道府県課税の例

【人口5千人未満の町村の場合(在来分)】



(注1) 人口区分に応じた課税定額

区 分	金 額
5千人未満(町村のみ)	5億円
5千人以上1万人未満	5億4,400万円～7億2,000万円
1万人以上3万人未満	7億6,800万円～12億円
3万人以上20万人未満	12億8千万円～39億2,000万円(※)
人口20万人以上	40億円(※)

※ 資産の価額の4/10の額と比較し大きい方の額

(注2) 財源保障率は、新設の大規模償却資産がある場合、新たに課税される年度から6年度分に限り、在来と区分して課税限度額が上乘せして計算される。

1, 2年度	→ 220/100
3, 4年度	→ 200/100
5, 6年度	→ 180/100
7年度以降	→ 160/100

市町村たばこ税都道府県交付金制度の概要

① 制度の概要

市町村たばこ税の収支偏在均衡化を図る観点から、市町村たばこ税収が、たばこ消費基礎人口1人当たり 税収の全国平均から算出した当該市町村のたばこ税収の理論値の2倍(課税定額)を超えた市町村は、その超える部分を、翌年度の7月末日までに都道府県に交付するもの。

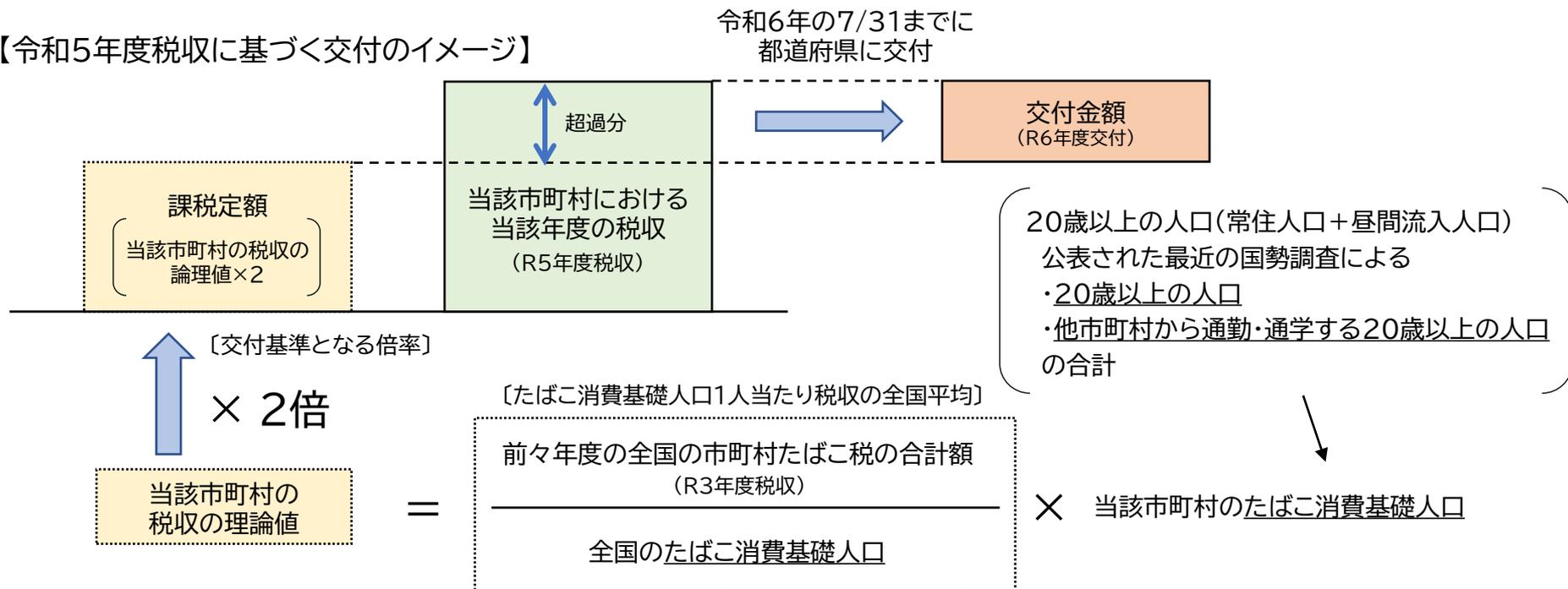
[平成16年度創設、平成22年度一部改正により交付基準を3倍から2倍に引下げ]

② 交付金額の算定方法

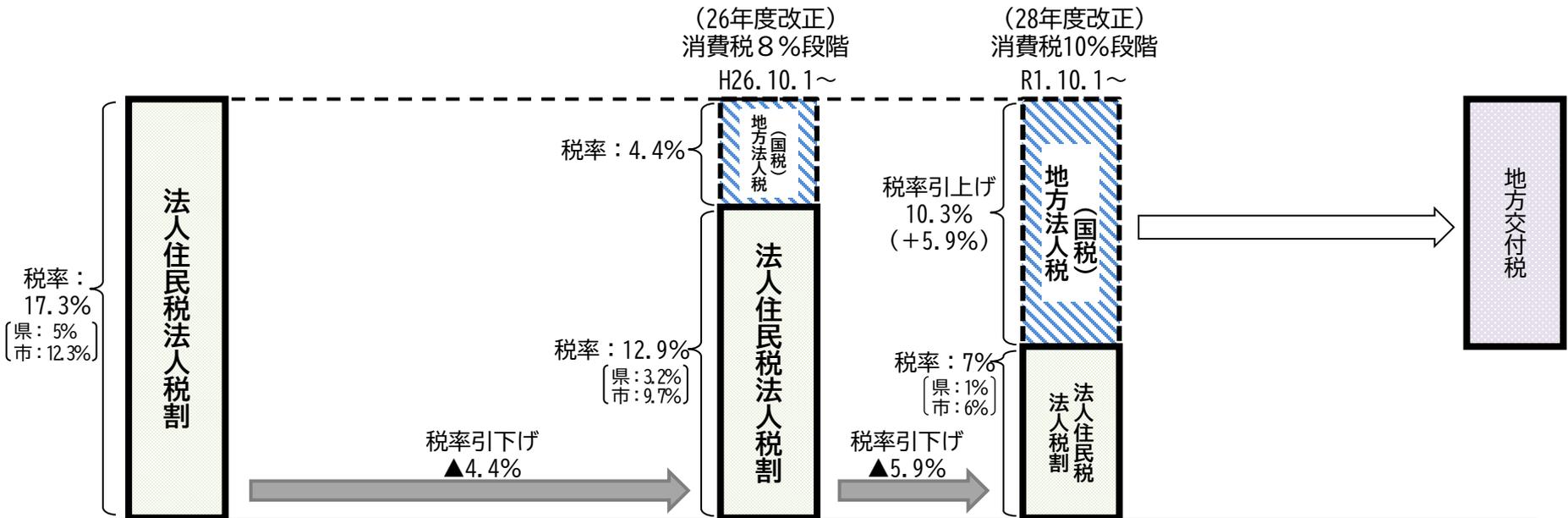
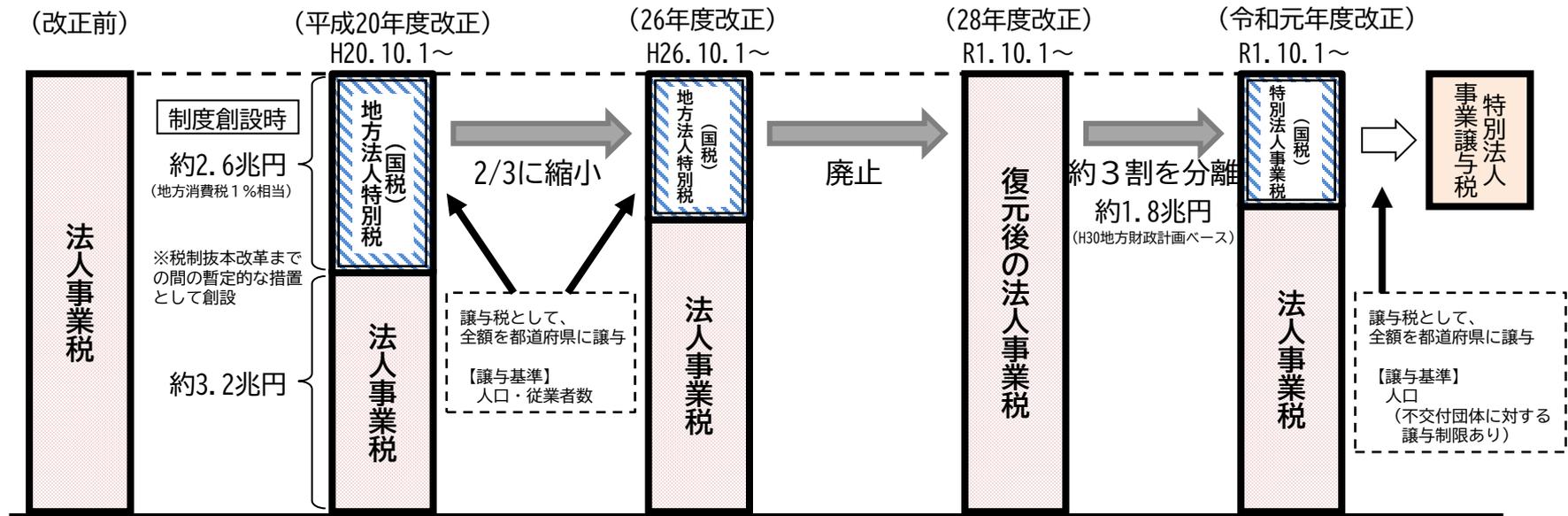
交付金額 = 当該市町村における当該年度の税収 - 課税定額(当該市町村の税収の理論値×2)

R5年度税収における対象団体(9団体): 沖縄県宜野湾市、北海道羅臼町、茨城県行方市、沖縄県那覇市、北海道中標津町、青森県大間町、北海道長万部町、北海道岩内町、鹿児島県天城町

【令和5年度税収に基づく交付のイメージ】

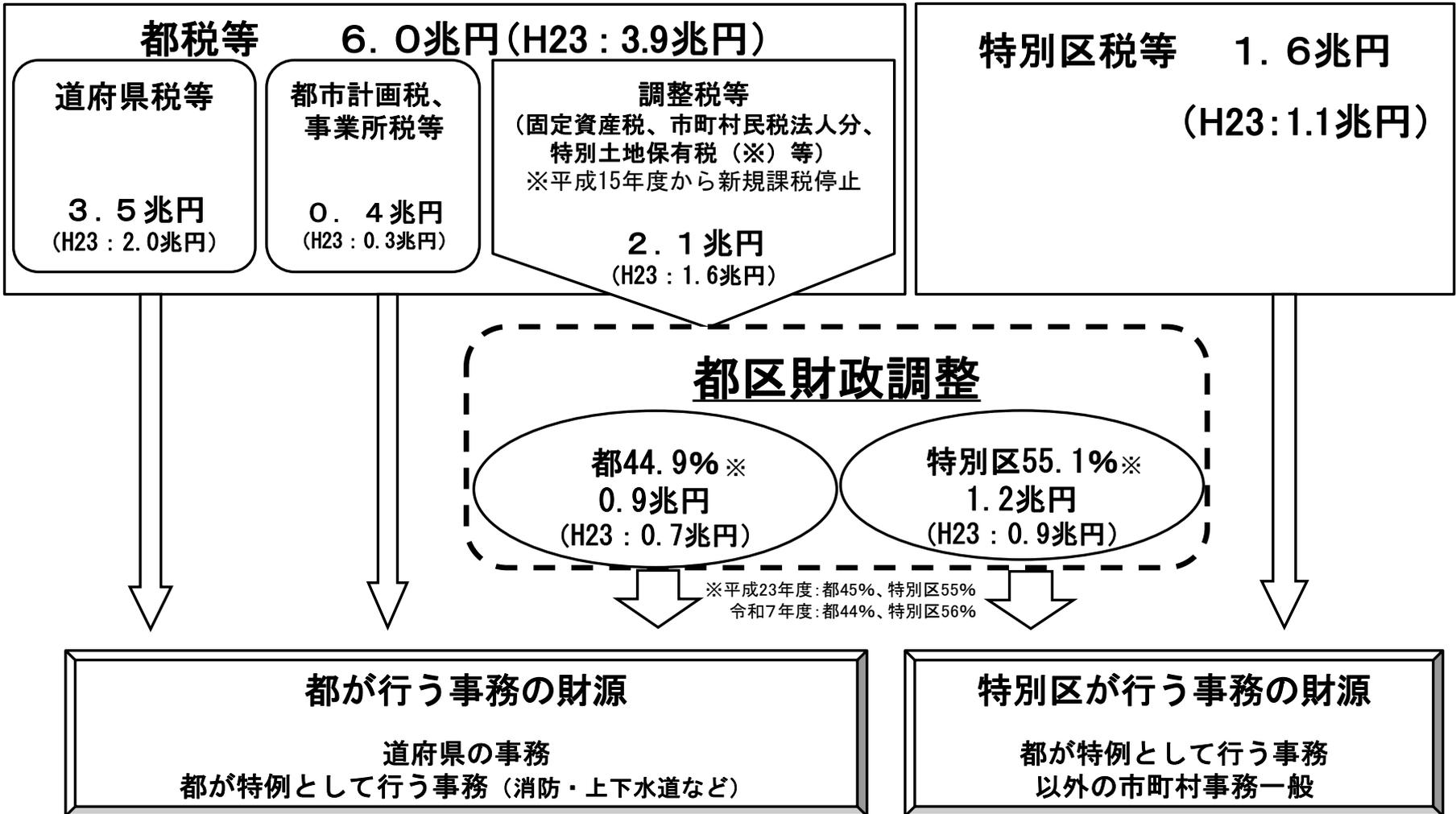


※ 前々年度と当該年度の税率が異なる場合は、上記の算式に「調整率」を乗じて調整



(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計

※令和5年度決算額



(出所) 決算統計・特別区長会事務局資料を参考に作成

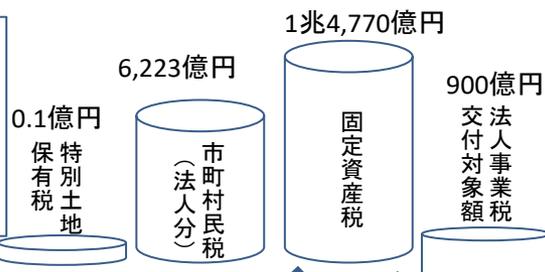
※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。

東京都

一般会計

○調整税等と交付金の総額
都が賦課徴収している調整税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金との合算額の一定割合(55.1%)が、交付金の総額として特別区財政調整交付金の原資となる。

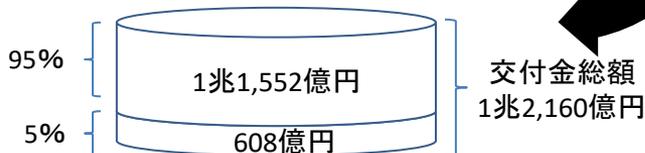
固定資産税減収補填特別交付金



○1兆2,160億円には令和4年度分の精算額97億円を含む。

特別区財政調整会計

繰入れ



特別交付金 (5%分)

普通交付金 (95%分)

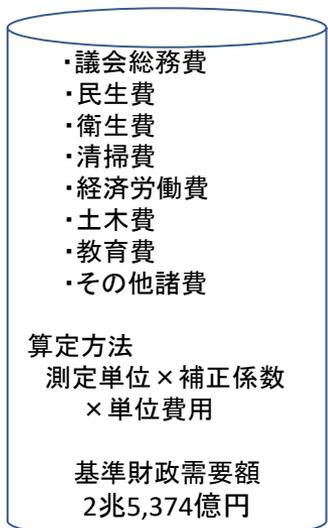
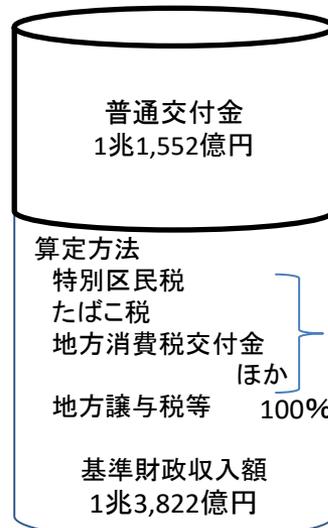
608億円

1兆1,552億円

特別区

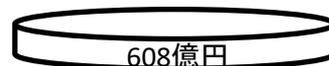
普通交付金は、各区の基準財政需要額と基準財政収入額により算定

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付金
ただし、基準財政収入額が基準財政需要額を超える区は不交付となる



○地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分について、基準財政収入額に100%算入される。

特別交付金は、災害等、基準財政需要額では算定されない特別の財政需要がある場合に交付



特別交付金



特別な財政需要